

放置違反金公示納付命令書

- 1 納付命令を受ける者
下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者
- 2 納付命令の内容
放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付
- 3 納付命令の理由
弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実
上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。
なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によって放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 8 年 10 月 19 日

愛知県公安委員会



弁明通知書番号
541012608295549580
541012609110010090
541012609135549960
541012609160050080
541022608251000060
541022609141000030
541032609071000050
541032609121000130
541032609121010100
541032609121010110
541042608310020020
541042609100010010
541052510131000100
541052608251000080
541052608310060100
541052608310070060
541052609045595280
541052609100040100
541052609120070030
541052609140080170
541162607080040060
541162607100180160
541162608205559650
541162608281010170
541162608285559950

弁明通知書番号
541162608300300170
541162608310180120
541162609010200010
541162609010280180
541162609020080040
541162609020180030
541162609040300120
541162609045561640
541162609060040040
541162609060150040
541162609070200200
541162609080060050
541162609090100040
541162609100190010
541162609100260050
541162609110100060
541162609110100170
541162609110170140
541162609111000160
541162609130120030
541162609130140150
541162609140300060
541172608261000010
541172609031000120
541172609071000040

教 示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、愛知県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

- 2 この処分について不服がある場合は、1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することもできます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- 3 1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、愛知県を被告としてこの処分の取消しの訴えを提起することができます（この訴訟において愛知県を代表する者は、愛知県公安委員会になります。）。

なお、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。